



税

**確定申告が
間違っていたら…**

税額を多く申告していたとき

税務署に用意してある更正の請求書に、既に申告した金額などを記入して訂正します。

ただし、この更正の請求ができる期間は、通常は申告期限から1年以内です。

税額を少なく申告していたとき

申告をした税額が少なかつた場合、又は還付を受けた税金が多かつた場合は、「修正申告」をしてください。

税務署の調査を受ける前に自主的に修正申告すれば、過少申告加算税はかかりません。

確定申告を忘れていたとき

すぐに「確定申告」をしましょう。税務署の調査を受ける前に申告すれば、無申告加算税が軽減されます。

問い合わせ

松山税務署

☎941-9121

役場税務課町民税係

☎985-4110

法人町民税の 修正申告について

法人税額が、修正申告や更正・決定により当初の額から増額することになれば、法人町民税について修正申告が必要になります。松前町についても提出をお願いします。松前町に提出がされないことが判明した場合、文書・電話でお願いすることもありますので、速やかに提出をお願いします。

問い合わせ

役場税務課町民税係

☎985-4110

農業

**遊休農地を
なくしましょう！**

安心して農地の貸し借りができる「利用権設定等促進事業」で農地の有効利用を図り、遊休農地をなくしましょう。

「利用権設定等促進事業」とは

農地の貸し借りを行う場合、町が農家の申出により、利用権の設定計画などをまとめて「農用地利用集積計画」を作成し、農業委員会の決定を経て公告することにより、安心して農用地の貸し借りをを行うことのできる事業です。

この事業は、契約の期間が終了すると、貸した農地を確実に返してもらえます。また、貸し手は離作料を支払う必要はありません。

「農用地利用集積計画」の申出は

「農用地利用集積計画申出書」と「農用地利用集積計画書」に必要事項を記入し、署名捺印後、農業委員会事務局へ提出してください。

※ 用紙が必要な方は、農業委員会事務局にお申し出ください。

なお、従来からこの事業をご利用されている方は、期間満了前に通知しています。

受付期間

4月2日(月)～20日(金)

執務時間中

問い合わせ

農業委員会事務局

☎985-4131

募集

平成19年度母子家庭等
就業支援講習会事業

(第1回パソコン講習会)

受講生募集

母子家庭の母などで、就業を希望する方を対象に、パソコン講習会を実施します。

講習内容

パソコン(エクセル・ワード・インターネット・パワーポイント・画像処理・H P P ビルダー・やよい会計など)、パソコン検定

講習期間

5月14日(月)～8月13日(月)

毎週月曜日及び木曜日

10時～16時

26回 130時間

対象者

① 母子家庭の母又は寡婦

② 全日程出席できる方

募集人員

20名

※ 応募多数の場合は、選考のうえ決定します。

受講料

無料(教材費は自己負担)

実施場所

愛媛県母子福祉センター

松山市中一万町7-3

申込受付期間

4月16日(月)～4月27日(金)

申込方法

役場福祉課児童福祉係へ認印を持参し、お申込みください。

問い合わせ

愛媛県母子福祉センター

松山市中一万町7-3

☎931-1022

松前町体育協会剣道部員募集

松前町体育協会剣道部は、部員を募集しています。詳細は次のとおりです。

対 象 ① 原則として、小学校2年生から中学生(男・女)

② 一般・高校生(男・女)

練習日 毎週火・金曜日、第1・第3土曜日

場 所 松前中学校体育館

募集期間 4月1日(日)～30日(月)

申込み・問い合わせ 松前公園体育館内 松前町体育協会事務局 ☎985-4138

松前町体育協会剣道部ホームページ

<http://www.k3.dion.ne.jp/~m-taiken/index.htm>